

農地の貸出し相談を受け付けます

半田市農業委員会では、農地の有効利用や農業者支援のため、貸出し可能な農地の情報を集めています。

耕作を続けられなくなってきた農地や遊休化している農地、貸出し相手から耕作の継続を断られた農地など困っていませんか。貸出しについてご相談ください。地域で耕作している農業者にあっせんします。

対象の農地（全ての条件を満たす）

◇1か所で900㎡以上まとまっている

◇トラクターなどの大型農機具が進入可能

◇所在が半田市内

相談までに確認してほしいこと

◇農地の所在地番

◇現在の耕作者および耕作状況

◇給水設備・排水設備の状況

◇共有者及び相続人の貸付意思（農地が共有・相続手続未了の場合）

◇貸付け開始が可能な時期・条件

※位置や所在地番が分からない場合は、土地所有者（または同居親族）の来庁での相談をお勧めします（要事前予約）。

農地貸し出しまでの流れ

①農地の貸出し相談

②農業者へのあっせん

③農業者の借受け希望がある

④当事者間で貸付条件の調整

⑤農地の貸付手続き貸出し

※借受けを希望する農業者が見つからなかった場合は、あっせんを続けます。

申込み・問い合わせ

半田市農業委員会（経済課内）

☎0637

農地を借りたい農業者の登録を受け付けます

半田市農業委員会では、農地の所有者が貸出しを希望する場合、農業者に情報提供し、借受けのあっせんをしています。

営農規模拡大を目指している農業者や新たに農業を始める方は、農業委員会にご連絡ください。登録手続きを案内します。

対象となる方（両方を満たす）

◇市内の農地の借受けを希望する

◇既耕作面積が3,000㎡以上、または借受けにより耕作面積3,000㎡以上になることを希望する

※既に市内で農地中間管理機構の「受け手」に登録をしている農業者は、手続きをする必要はありません。

申込み・問い合わせ

半田市農業委員会（経済課内）

☎0637

新規就農



しませんか？

「就農」とは、文字通り、農業という仕事に就くことです。市では、現在6名の新規就農者がいて、水稻・キャベツ作、養牛、養蜂などを行っています。農業は、自然環境と向き合い、地域と関係性を築きながら進める大変な仕事です。

しかし、農家人口が減ってきている現在は、農業を始めるチャンスとも言えます。例えば、農家の高齢化が進み、継承先のない農地が増えています。市内には約34ヘクタールもの耕作放棄地があり、その活用が望まれています。

市では、農地のあっせんや農業資金制度の紹介、地域農業者との交流など、JA・県の機関と連携し、全力でサポートします。

まずは気軽に相談ください。就農前の早い段階で相談される方ほど、就農に向けた計画が立てやすくなりますよ。



▲キャベツ苗を育てる新規就農者

【問い合わせ】経済課 ☎84-0636